

平成18年 第6回

# 佐伯市議会臨時会会議録

平成18年11月24日

佐 伯 市 議 会

平成18年 第6回

# 佐伯市議会臨時会会議録

平成18年11月24日

## 平成18年第6回佐伯市議会臨時会会議録目次

平成18年11月24日(金曜日)(第1号)

開会.....	3
1 日程第1 会期の決定.....	3
1 日程第2 議案の上程.....	3
1 上程議案一覧表.....	6
1 日程第3 提案理由説明.....	6
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	6
1 日程第4 議案質疑.....	7
1 26番(和久博至)の質疑(議案第249号).....	7
1 農林水産部長(木原建樹)の答弁.....	9
1 総務部長(木許政信)の答弁.....	9
1 26番(和久博至)の再質疑(議案第249号).....	10
1 農林水産部長(木原建樹)の答弁.....	11
1 総務部長(木許政信)の答弁.....	12
1 26番(和久博至)の再々質疑(議案第249号).....	12
1 農林水産部長(木原建樹)の答弁.....	12
1 24番(泥谷和喜)の質疑(議案第243号、第244号、第245号及び第246号).....	13
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	13
1 助役(佐藤卓男)の答弁.....	13
1 24番(泥谷和喜)の再質疑(議案第243号、第244号、第245号及び第246号).....	14
1 日程第5 討論、採決.....	14
1 8番(後藤幸吉)の反対討論(議案第243号、第244号及び第245号).....	14
1 1番(三浦涉)の賛成討論(議案第243号).....	15
1 34番(吉良栄三)の反対討論(議案第243号、第244号及び第245号).....	16
1 6番(村尾清一)の反対討論(議案第243号、第244号及び第245号).....	17
1 9番(江藤茂)の賛成討論(議案第243号、第244号及び第245号).....	17
1 8番(後藤幸吉)の反対討論(議案第247号).....	18
1 11番(矢野精幸)の反対討論(議案第247号).....	18
1 34番(吉良栄三)の反対討論(議案第247号).....	19
1 1番(三浦涉)の賛成討論(議案第247号).....	20
1 9番(江藤茂)の賛成討論(議案第247号).....	21
1 26番(和久博至)の賛成討論(議案第249号).....	22
1 審議結果.....	22
1 日程第6 会議録署名議員の指名.....	23
閉会.....	23

# 第6回 佐伯市議会臨時会会議録（第1号）

平成18年11月24日（金曜日） 午前10時32分 開 会

## 出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
5番	高司	政文	6番	村尾	清一
7番	松田	清徳	8番	後藤	幸吉
9番	江藤	茂	10番	清家	好文
11番	矢野	精幸	12番	矢野	哲丸
13番	河原	修仁	14番	宮脇	保芳
15番	佐保	曉	16番	小野	宗司
17番	肥後	四々郎	18番	榊田	穂積
19番	井野上	準	20番	河野	豊生
21番	下川	芳夫	23番	柳井	二忠
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	嘉己
26番	和久	博至	27番	日高	嘉夫
28番	渡邊	邦壽	29番	染矢	玉彦
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
33番	廣瀬	精一郎	34番	吉良	栄三
35番	小平	一郎	36番	浅利	美知子
37番	河野	周一	38番	玉田	茂彦
39番	村松	講一	40番	児玉	輝彦
41番	戸山	盛喜	42番	深津	栄一
43番	寺島	孝幸	44番	土師	辰英

## 欠席議員の氏名

32番 狩生寿一

## 出席した事務局職員の職氏名

局長 渡辺 安志

## 説明のため出席した者の職氏名

市助	長	西	嶋	泰	義	教	育	次	長	高	治	一	郎
助	役	佐	藤	卓	男	消	防		長	高	橋	定	忍
教	長	塩	月	厚	信	上	浦	振	長	吉	岡	直	光
総	務	武	田	隆	博	弥	生	振	長	大	鶴	信	己
財	務	木	許	政	信	本	匠	振	長	三	原	直	行
企	務	植	木	通	則	直	川	振	長	芦	刈	信	生
画	部	長	柴	洋	一	宇	目	振	長	上	村	紀	幸
市	部	長	塩	月	満	米	水	津	長	河	野	伸	生
福	部	長	菅	俊	邦	蒲	江	振	長	三	宅	勝	幸
農	部	長	木	原	建	鶴	見	振	長	坂	本	修	一
上	部	長	加	藤	宗	建	築	住	長	井	上	正	純

---

議事日程第1号

平成18年11月24日(金曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 会期の決定
  - 第2 議案の上程
  - 第3 提案理由の説明
  - 第4 議案質疑
  - 第5 討論、採決
  - 第6 会議録署名議員の指名
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
  - 日程第2 議案の上程
  - 日程第3 提案理由の説明
  - 日程第4 議案質疑
  - 日程第5 討論、採決
  - 日程第6 会議録署名議員の指名
- 

午前10時32分 開会

議長(日高嘉己) 本日招集の会議は成立いたしました。

開会に先立ちまして、この際、議員諸君に御報告いたします。

去る11月14日、安部秀昭君から一身上の都合により、議員を辞職したい旨の願い出がありました。

よって、地方自治法第126条の規定により、同日、これを許可いたしましたので御報告いたします。

ただいまから、平成18年第6回佐伯市議会臨時会を開会いたします。

---

日程第1 会期の決定

議長(日高嘉己) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日24日の1日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

---

日程第2 議案の上程

議長(日高嘉己) 日程第2、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

---

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第243号から第249号まで、計7件であります。

#### 上程議案一覧表

議案番号	件名
第243号	平成18年度佐伯市一般会計補正予算(第2号)
第244号	平成18年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
第245号	平成18年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
第246号	平成18年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第2号)
第247号	佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第248号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について
第249号	公有水面埋立てに関する諮問について(蒲江大字竹野浦河内)

#### 日程第3 提案理由の説明

議長(日高嘉己) 日程第3、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長(西嶋泰義) 提案理由の説明に先立ちまして、平成17年度に本市が発注した工事に係る未しゅん工工事について、市政への信頼を著しく失墜させ、市民の皆様や議員の皆様にも多大な御迷惑をおかけしておりますことに対しまして、衷心よりおわび申し上げます。

未しゅん工工事につきましては、平成17年度に本市が発注した工事のうち8件について、未しゅん工部分の補助金及び交付金等の一部返還を国及び県から求められております。

今回の不適切な事務手続の原因には、私を含め職員の仕事に対する危機管理意識に問題があったものと深く反省をしております。

今後は、市政に対する市民の皆様の信頼を一日も早く回復できるよう事務手続の適正化に向けたチェック機能及び指揮監督の強化を図るとともに、再発防止に向け全職員を挙げて一層の努力を怠りません所存でありますので、市民の皆様や議員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に上程されました諸議案について御説明いたします。

##### 1 予算議案について

予算議案につきましては、冒頭述べましたように平成17年度に発注した工事が年度内に完成しなかったことにより、国及び県との協議の結果を受け、未しゅん工部分の補助金及び交付金等を返還するための追加措置を提案させていただくものであります。

議案第243号「平成18年度佐伯市一般会計補正予算(第2号)」につきましては、歳入歳出予算について、それぞれ3,176万3,000円を追加計上しております。

なお、歳出予算の財源といたしましては、財政調整基金繰入金を充当することとしております。

この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、430億9,018万5,000円となりま

す。

このほか、特別会計補正予算といたしまして、農業集落排水事業特別会計及び漁業集落排水事業特別会計について、また、公営企業会計補正予算といたしまして、公共下水道事業会計についても、いずれも一般会計と同様の理由により提案するものであります。

## 2 予算外議案について

議案第247号「佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正」につきましては、未しゅん工工事について、市政を預かる管理責任者としての道義的責任を明らかにするため、平成18年4月から15%の減額をし、支給している市長の給料の月額について、平成18年12月分から平成19年2月分までは同額から更に10%の減額をし、支給しようとするものであります。また、平成17年8月から10%の減額をし、支給している助役の給料の月額について、佐藤助役は平成18年12月分、塩月助役は平成18年12月分及び平成19年1月分について、同額から更にそれぞれ10%の減額をし、支給しようとするものであります。

議案第248号「佐伯市市営住宅条例の一部改正」につきましては、城西地区において建築中の城西団地B棟のしゅん工に伴い、平成18年12月10日からその供用を開始しようとするものであります。

議案第249号「公有水面埋立てに関する諮問」につきましては、蒲江地区の元猿漁港において、本市が行う港整備交付金事業に伴う公有水面埋立てに関し、大分県知事から意見を求められているため、異議がない旨の答申をするに当たり、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（日高嘉己） 引き続き、議案に対する担当部長の詳細説明を求めます。

その間、暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

---

午後0時19分 開議

議長（日高嘉己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 日程第4 議案質疑

議長（日高嘉己） 日程第4、議案質疑を行います。

議案第243号から第249号まで、以上7件を一括して議題といたします。

議案第249号につきましては、質疑の通告がありますので発言を許します。

26番、和久博至君。

26番（和久博至） 26番議員の和久博至です。議案第249号について、つまり公有水面埋立てに関する諮問について、御質問いたします。これについては、9月議会で取り下げられたことは今述べられたとおりです。ただ言葉の問題としてですね、数字に差があったからという形になっていくんですけども、実はこれ非常に大きな問題があるから、取り下げた形になっているわけですね。今後、事務処理の上でですね、やはりちょっと重要な問題を含んでいると

思いますんで、ちょっと御質問を。もうちょっとこれ新しい図面も出てますんで、それも含めてですね、お聞きいたします。まず、元猿漁港をですね、これを利用している漁業者が何名か。目的では非常に市場に船が着けられなくて非常に困っているということで、それで新しい荷さばきの基地を設けるといことなんですけれども、その漁業者利用しているのが何名かお答えください。次に、この図面によりますと非常に遠くに、前は図面がなかったんですけども、今回は図面が出されて、これが7ページの図面ですね、この7ページの図面によりますと、一番右の端になってるわけですね。一番右の端に荷さばきの基地を設けてるんですけども、基本的にはこれを造るために埋め立てたいというのが主なる目的ですから、これを混雑して待てないからということで、ここに着けるといことなんですけれども、そうしますと約250メートルぐらい離れた場所に設置することになるものですからね、その目的に合わないなというふうに思うんですよ。それだったら左の方に広い野積み場とかいっぱいありますんで、それを利用すればいいだけで、なぜここに改めて設けるのかですね、その説明をお願いいたします。新しくここに書かれているのが、以前は書かれてなかったんですけども、直立の消波ブロックを置くということですね。この置いた理由を説明してください。次に、埋立てに用いる土砂の種類及びその量、これが数字が違ってたという部分だろうかと思うんですよ。つまり、トンネル工事の残土が約1万5,000あってそれを入れるとした。県の書類ではそのようになってたわけですね、しゅんせつ土で5,000という形になってたんですけども、それが蒲江振興局に置いてた書類では、それが逆になってたということですね。ここに大きな問題があるかと思うんで、これが単なる数字の問題として処理されてるんですけども、今度の書類ではどのようになってるのか、そこをまだここには出てないもんですから説明してください。そして、新しくやり直した、つまり取り下げたやり直したということですから基本的には縦覧をやり直さないと思目だと思んですよ。それで改めて縦覧が実施されたと思うんですけども、その告示日がいつで縦覧期間がいつだったかということですね、それをご説明ください。告示した県報、これは総務課の問題にちょっと入ってくると思うんですけども、告示された県報が佐伯市役所のどこに置かれてるのかですね、本来はこれは別の所に置かれなきゃならんのかなと思うんですけども、ちょっと置いてる場所が違うんじゃないかと思うんですけども御説明ください。これは議員が県報を利用して、いろんな県報、あるいは国の官報をですね、こういうものを利用していろいろ調査するのに便利なように多分議会に置くんじゃないかと思うんですけども、そこがどのようになっているのかお答えいただきたいと思います。次に、前面の海の土砂、これが5万立米ほどあると思うんですけども、実は工事との、前回された説明ではですね、ここを掘らないと工事ができませんというふうな説明がなされたもんですから、その土砂がどこに捨てられるようになったのか、これは以前問題となったその土砂を実は外洋に捨てて、漁場に捨てることになってたと、そこが問題になったもんですから、それとの関係うまく解決していないとこの工事が進められないと思うので、そこはどのようなことになってるのかを知らせてください。それと土砂投棄の場所をですね、これが外洋だったのが一体どこになったのかということですね。それと突堤工事を継続していた、その突堤工事の底掘り土砂を外洋に捨ててたんですけども、それについて工事変更をしているということですね、額の変更も含めてしたんですけども、これは議会の議決を経ている部分があって、それを額の変更まで含めてしたもんですから、それが議会の議決は再度必要じゃないかなと思うんですけども、そこをお答



えください。あと9月議会で取り下げた原因っていうのは、これは今のようなことを含めてですね、きちんと説明してくれたら分かるんだと思います。よろしく願いいたします。

議長（日高嘉己） 木原農林水産部長。

農林水産部長（木原建樹） 和久議員の質問にお答えいたします。漁港の利用者は幾らかということですが、平成17年度の港勢調査によりますと元猿漁港の組合員は正組合員が95名、準組合員26名の合わせて121名です。その中で、登録漁船が71隻、利用漁船、他から来る部分ですが、これが187隻となっています。今回の埋立て、遠くに荷さばき所を設けた理由ということですが、今回の埋立ては利用漁船の所要により係船護岸を計画し、その背後に必要な用地として荷さばき用地、野積み場用地、漁具保管施設用地を配置しました。その中で荷さばき用地が現位置より遠いということですが、これは漁協との協議により配置しまして、旧港をですね、現在荷さばきを行っている港口が狭いと、港の中が狭いということで、船がふくそうするというので、この位置に漁協としてはいいということで、位置を一番右にもってきています。直立消波ブロックを設置した理由といたしますが、これは港内の静穏度を確保するために、地元漁協と協議をしております。これ直立消波っていうのは、岸壁に立って穴がほげとるということで、普通の消波のように岸壁の外に出るものではございませんので説明をします。埋土に用いる土砂の種類及びその量ということですが、床掘りにより発生した土砂5,248立米、しゅんせつにより発生した土砂1万2,474立米、トンネルの残土5,502立米の合計2万3,224立米です。縦覧の期間ですが、9月議会が終わって直後にもう取下げを県の方に申請をしまして、新たに縦覧に付した期間は10月20日から11月9日までで、告示は10月20日に行っております。前面の海の土砂撤去と工事の関係ですが、新設する護岸の前面の泊地が埋没し、浅くなっているためにしゅんせつを行うもので撤去する土砂の数量は約5万5,000立米です。この土砂の搬出先は津久見市の四浦半島にある久保泊漁港の埋立地に持って行く計画です。現在もう工事発注しております。突堤工事はどうなるとするのかという質問ですが、突堤工事につきましては、現在まだ工事中で、完成は19年の1月4日が工期となっております。契約に当たり、2月16日に議会において議決されておりますが、この請負額が低入札であったために変更契約については、議決を要しないことから議会の議決は必要ないということで地方自治法の第96条第1項第5号の規定により議決を必要としません。9月議会で取り下げた原因としましては、単なる数字の間違いだけでなく、環境影響評価等に影響するというので、すべてを取り下げて再提出をしたということでございます。以上です。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） 告示した県報は佐伯市役所のどこに置いているのか、本来はどこにあるべきかという御質問にお答えします。県報は大分県から郵送で市役所に送付されます。県報の取扱いについては、佐伯市行政組織規則の別表に総務部総務課庶務係がその整理及び保存の事務分掌を担当すると規定されており、実際に庶務係で受理し保存しています。置かれている場所は、総務課行政係の書棚であります。市民からの希望があればいつでもお見せすることができます。また、本来はどこにあるべきかという御質問ですが、市、県として明確な規定はしておりません。総務課に情報公開コーナーを設置しておりますので、コーナーの分かりやすい場所に置いておくなどの処置も考えてみたいと考えております。なお、担当課においては、その部署の県報の関連場所をコピーするなどして掲示板に掲示しているとのこと。今あの議会との関係をありましたが、ここにですね、県報の配布というところがご

ざいまして、大分県広報規則というのがございまして、ここの県報の配布場所でございますが、例えば本庁各課、県のですね、それから地方機関とかいうことであるんですが、5番目に無料ですね、配布するのは市町村、県内市町村ということで、今聞いたところ一部だけです、いわゆる無料で市の方に送られてくるそうです。後についてはですね、一月ですが3,150円の有料でということで、申込みがあればですね、送ってくるということで議会でもし必要とあれば郵送でということになるかと思えます。よろしく申し上げます。

議長（日高嘉己） 和久議員。

26番（和久博至） 再質問をいたします。これ漁協との協議により荷さばきの場所を遠くに設けたということなんですけども、これにはもう一つ付いてるはずなんですよね。つまり、その協議の時にどういうことが協議されているかということ、今ある魚市場ですね、漁協管理の魚市場をそこに移すということが協議内容になってるはずなんです。つまり、そこでマリカルチャーセンターとの融合を図りたいと。つまり、マリカルチャーセンターに来たお客がそこで買い物ができるような形にできたらいいというのが付いてるはずなんですけども。そうじゃないと非常に離れた不便な所に置くもんですからね、漁協の協議というのは、そういうものも含んでおるはずなんですよね、そこをちょっとお答えいただきたいと思えます。消波ブロック、これはもちろん波を消すというので非常に重要な意味を持っていいことだと思います。ただここはですね、漁民が一番心配してたのは何かということ、実は波返しが激しいということなんです。つまり、高山海岸の方に当たって、元猿海岸に当たって、そして波が帰ってくる波がものすごく強いと。そして船が揺れてそこに置けないということなんです。台風の時とかもですね、だからどうしてたかということ、最初はここの一番後ろのページにあるこの同意書の後ろにくっついているやつですね、そこにあるように正にこの一文字はこれ点線で書かれている所ですね、この一文字を前に置いて波を返すということが前提だったはずなんです。ところが、この波返しが変わって突堤工事になったという、そして先っちょの方を曲げただけなんですけども、その中のその分岐線という、境界線ですね、護岸の。それを左を右の方に曲げたというだけなんです。だから、これだとちょっと波返しには不十分じゃないかというふうに思うんです。だから、本当に漁民が望んでるんこととちょっと違うような港になっていきつつあるのかなというふうに考えるんですけども、この一文字についてどのようにお考えなのか。そして、これでいいという恐らくまあ、何らかのですね、委託をされていらしたんだと思うんですけども、その点何かありましたらお答えいただきたいと思えます。それと、今の言われた土砂の量ですね、正にここはもう根幹だったと思うんですけども、トンネル残土で一応まあここでは5,500という形で与えられてます。だからこのとおりだというふうに思います。ただ、問題だったのがですね、何が問題だったかと言いますと、今部長は環境等に影響があるからという、ここだけの問題だけじゃなくってですね、いろんな所に関係があるからということで答えられたんですけども、もう1点あるかなと思うんです。ここをちょっとどういうふうに考えているのかお答えいただきたいんですけども、これは、佐伯市が出願をしたわけですね、佐伯市が出願をした時点ではまだ佐伯市が、佐伯市の文書ですね、それを県に送付しますね、だから埋立ての願書という形で出しますね、出したらそれは県知事が受け取った文書になりますね、その後それを良いかどうかの一応検討をした上で県知事としては問題がないと思うからという形で諮問してきたと、これが今回のものですね。その時に縦覧をしてくださいという事が付いてるはずな

んですね、その縦覧箇所としては佐伯市に1箇所、そして県庁に1箇所ということになっていると思うんですけども、これがですね、県知事の文書として縦覧したということだと思うんですよ。だから、もう佐伯市の文書ではないんですよ。その佐伯市に来た文書をそこが書き換えられたんだと。恐らく県と佐伯市が違う文書を出すことはあり得ないわけで、同じものを願書として出されましたんで、正本副本ありますから出されたその文書を出したと思うんですよ。それが書き換えられたんだと思うんです。その佐伯市の分をですね。だから、恐らく佐伯市のものだから、そこは容易に書き換えられると思って書いたんだと思うんですけど、実はこれはもう佐伯市の文書じゃなくって県知事が縦覧をお願いした文書なんです。だから、佐伯市の職員がもうあたる時は、これは市の職員としてあたるんじゃないんで、県が委託されたものを職員として行っているということだと思いますね。だから、そのところはですね、文書を書き換えたとしたらそれはその県知事の公文書を書き換えた形になるもんですから、ここが問題じゃないかなというふうに思うんです。前回いろいろ文書の問題があって、いろいろありましたからですね、出さなかったんですけども落ち着いた段階でちょっとここで聞きしたいと思うんで、そこをどのように考えているのかお答えいただきたいと思います。もう1点ですね、県報の配布の場所ですね、それは市民なんかは本当に県報というのは誰でも見れるもんじゃない、今はですね。だけど、県が送ってきて、それをどこに置くかということだと思うんですけども、これやっぱり市民がいつでも見れる場所に置かんといけんというのが基本だと思うんですよ。市役所の内部でそれこそ埋もれさせて、どうでもいい文書として置かれるんじゃないんで、やっぱり市民がいつでも縦覧できるように、図書館なり、あるいは市の一番下に置くとかですね、そういうことが必要じゃないかと思うんです。特に官報についてはですね、これは国の文書ですね。官報については、これは議会に置かなきゃならんとなっていますよね。そして、議会が図書館を設置してそこに配布できるように、そこで閲覧できるようにしなさいとなっていますよね。だから同じ扱い、これは官報も県報も同じような扱いをしていいんじゃないかと思うんですけども、もし県が無料で配布せんというんだったら、そのところを私たちも必要ですから、もう1回もう一つ無料で配布してもらえんかということぐらい言ったっていいと思うんですよ。そのところ、官報との関連でですね、これは官報は議会に置かなきゃならん、今は置いてないみたいですけども、そのところどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。以上です。

議長（日高嘉己） 木原農林水産部長。

農林水産部長（木原建樹） 和久議員の再質問にお答えいたします。荷さばき所の位置につきましては、協議の中身について私も十分に把握はしてないんですけど、どうしても定置網等の魚が揚がってくると、活魚で出す部分がございますんで、大型のトラックとか入ってくれば一箇所にふくそうしないという理由もあって、この右の位置に漁協との話でなると理解しております。静穏度の関係でですが、大変申し訳ありませんけど、この一番最後の図面がですね、現在の計画とはかなり違っております。これは、事業を始める際に平成14年にですね、漁協の同意をとる時にですね、付けた図面でございます、一文字を廃止して左側の堤防を伸ばし、右も若干形を変えてですね、計算上はこれで港内の静穏度がとれるという結果の新しい図面ができておりますので、必要であれば後でまた配布したいと思います。それと出願についての数字が違っておる部分が、これは大変申し訳ないんですけど、申請書を出した時点ですね、県で漁港課で十分な打合せをする中で、海洋投棄をするという前提の申請書

を出しておりました。それが問題になりまして、できないと。じゃあ今後のこの埋立てについてどうするのかという出願を出した時点で県庁との協議の中で佐伯市で縦覧したこういう数字に変えましょうということで、県とは協議はできておりました。その文章を県の方に送ったんですが、県が差し替えてなかったというんですか、手落ちがあったということで漁港課長が大変迷惑掛けましたということで、逆に市の方におわびにきたんですけど、いやもうこれは、それだけがよくても環境影響評価にもその数字を使っておるから、全面的にこれはやり変えんと議員の御指摘のように変わってくるということで、今回取下げをして正規の姿に戻したという経緯がありますので、そこの御理解はしていただきたいというふうに思います。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） 議案質疑がですね、今朝届いたんで十分調査をいたしておりません。県報の扱いとか官報の扱いがどうなってるかはですね、実態を調査し、今後検討していきたいということでお答えさせていただきます。

議長（日高嘉己） 和久議員。

26番（和久博至） 漁協との関係は確かにあると思うんですよ、市場を移す。だから、市場を移すとなれば誰が負担するかという問題も当然出てきますんで、今調査してないということですので、分かり次第知らせていただきたいと思います。それと、間違いというか動きがあった点については、本当はこれは縦覧の期間中にそれを差し替えたのか、それとも縦覧をする前なのか、前だとするとですね、これは変更申請をきちんとしてやらんといけんと思う。ただ、出した文書がいつの間にか書き換えられている、あっちで違いこっちで違いということは絶対にあってはならないもんですからね、そこのところをきちんと処理することが必要だと思う。ただ、協議をして変えましたとか、そういうものじゃないんですよ。やはり、変更申請をしてそれを許可するという、その手続が絶対に必要になってきますから、そのところをどのようにお考えなのかもう1点お答えいただきたいと思います。この官報につきましては、官報県報につきましては、また御検討をいただきたいと思います。これがどのようにね、した方が市民のためになるのか、なかなかそのみんな知り得ない問題で、でも重要なことがぼんぼん出てくるわけですね、例えば今回の告示にしましてもですね、いつからいつまでどこで縦覧をしますから見てくださいということがやっぱり載ってるわけですよ。ところが、それがもうみんなの目に触れない段階でいくもんですから、いつそんなのが縦覧があったのかも全く知らない。そういう状況で過ぎてしまうことがほとんどだと思うんですよ。だから、それが市民のために一体何がいいのかという立場からちょっと考えて検討してほしいと思います。これは要望としてですね、今の2点。

議長（日高嘉己） 木原農林水産部長。

農林水産部長（木原建樹） 再々質問のお答えいたします。荷さばき所の施設はですね、漁協と話した中で建屋の部分をどういうふうにするかというようなことは縁故事業でやるとか、いろんな補助事業を使って、土地ができた後の問題ですから若干時間が要するかと思いますし、縦覧の申請書の件ですが、これはもう当然出願して、そこで協議して、すぐ作り変えて縦覧前に送ったんですけど、その差替えができてなかったということで、途中で差し替えるようなことはできませんので、そこらは御理解いただきたいと思います。

議長（日高嘉己） 以上で、通告による質疑を終結いたします。

ほかに御質疑ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 泥谷議員。

24番(泥谷和喜) 24番議員の泥谷でございます。通告をしてなかったんですが、朝、会長会の時の協議の時の資料をいただきましたんで、ちょっとそれに関して243号、246号までの返還金についての関連でちょっとお伺いいたします。会長会の協議の時に執行部から資料として出されておる特別職及び職員の処分についてということと、再発防止に関する今後の具体的対策、それと財源確保の策についてであります。1の特別職の職員の処分についてということは、職員と執行部の10分の1が一緒だということで、なかなか執行部の方が甘いんじゃないかという意見がありましたけれども、私としては職員の処分の方がちょっときついんじゃないかという考えを持っております。全国的に10分の1というのは、全国平均、他市の条例とかいうのを言っていましたけれども、職員も一生懸命仕事をしてますんで、職員は生活給であって、それから10分の1というのはちょっときついんじゃないか。先ほど私も言いましたけど、それに関しては業者は利益のある仕事をしとって職員とそうほぼ変わらないという考えもちょっとそういうのもあるんですが、職員の方がきついという考えからいくと、執行部の処分はまあこの程度かなということであるんですが、職員と同額ということで247号ですかね、この件はちょっと私も賛成しづらいかなと思うんですが、返還の3,000万については、今からちょっと御質問させていただきます。2番の再発防止に関する今後の具体的な対策として、七つほど挙げてますが、この件と3の財源確保策ですかね、これが一番大事なことなんじゃないかなと思うんですよ。もう3,000万の返還についてうんぬんと言うよりも、もうそれはそれで返さなければいけないことではないかなと思うんですが、返す前の心構えとして、この挙げとる2、3、特に3のですね、高入札価格調査制度の導入、電子入札システムの導入、この二つに関してですが、電子入札システムの導入については、最後に平成19年度中の本格導入を目指していますとなっておりますが、これ目指すんですか、それともやるんですか、そここのところを市長、市長の腹構えをできれば。調整しよるけれどもやる気の調整と、ただの調整とは違うからね。それは市長、県の調整をしとるとか、そういう導入を目指してとか、そういう言葉で判断されると私の今日の判断も賛成するべきか、こりゃ分からんぞという判断になりますんで、市長が今後この繰越しを起さなかった、この失敗をばねにして、ここに掲げとるものが自分なりにちゃんとするという腹構えを聞かせていただきたい。ちょっとその点お聞きします。

議長(日高嘉己) 西嶋市長。

市長(西嶋泰義) 泥谷議員さんの財源確保ということでございますが、高入札調査制度導入については、これは19年度からやります。そのつもりです。それから電子入札についてはですね、システムの私ども単独市だけでは、まだちょっと問題があるので県の方に会がございまして、そこで加入してですね、県下一斉にスタートするような状態で19年度に導入できれば動きたいんですけど、全体の足並みがそろわなければ年度途中か、また20年度になるかということとは県との調整の中でやらせていただきたいと思っています。以上です。

議長(日高嘉己) 佐藤助役。

助役(佐藤卓男) 泥谷議員、電子入札につきましてはですね、今県と各全県内の市がですね、一斉にですね、どういうふうやっていくかということでやっております。市長の答弁でさ

つき一斉にやるってというような感じに言ってますけれど、やっぱり先行している市とですね、遅れている市というのがありますね、佐伯市は19年度はですね、基本的にやっぱり業者がありますね、A級とかB級、C級、D級とか全員がパソコンというか、そういったものを持っていないですね。佐伯市としては一部ですね、できる範囲の中で実施していること。本格実施というのですね、20年度とかですね、そういった段階になるのではないかなと、今のところは考えています。やることはやります。

議長（日高嘉己） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 電子入札については分かりました。高入札価格調整制度の導入、これは間違いなくやるんですね。あとは、再発防止に関する具体的対策と書いておるけど、いくつか挙げてますけど、この文章を読めばかなり厳しく業者には接するんじゃないかなと思うんですけど、それをやる担当職員がきちっとしてもらわなきゃと思うんで、指導の方やっていただきたいんですが、一応私なりの判断はこういうものが今度の繰越しのしなかった事を踏まえて一歩でも前進するのが見えれば今回の3,000万返還は市民のためにも、何らの形でもまたなるかなとは思っていますんで、そこをきっちり頭に入れて今後の調整をしていただきたいと思います。終わります。

議長（日高嘉己） ほかに御質疑ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第243号から第249号まで、以上7件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、以上7件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

---

## 日程第5 討論、採決

議長（日高嘉己） 日程第5、討論、採決を行います。

議案第243号、平成18年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）、第244号、平成18年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、第245号、平成18年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、以上3件を一括して議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番、後藤幸吉君。

8番（後藤幸吉） 8番議員の後藤です。私は243号、244号、245号に反対いたします。市民の血税を役所の失態の穴埋めにすることは、市民の理解が得られないと思うからです。血税はなぜ血税かという、私は議員になってから少しでも市民税を集めてくれと、少しでも滞るとる税金を集めてくれと言うてまいりました。また、市の住宅などにもなるべく早く集めると、お金を集めるとそういうふうに来てきたわけです。それが今回のように市の職員の失

態によって、3,000万円という金額を行財政改革を真剣にやろうやと市長の声のもとで、私たちが一生懸命取り組んでいるのに対して、あまりにお粗末なことだと思うからです。血税の理由は申しましたが、失態の理由を申します。標準工期に対して大体6割程度の工期しかとっていないとか、ここに会長会への協議ということで改善策が出ております。これが守られていれば良かったわけで、今からこれをするということではなしに、今私たちが議論しているのは、今回の3,200万円を認めるかどうかであります。例えば、去年笹良目の埋立てのことで大きな失態がありました。私は9月議会で笹良目の教訓は生かされているのかという質問をしましたが、それは返事がありませんでした。同じことは繰り返されるのであります。それが役所です。金を返すことは当たり前だと思っておりますが、事件発覚後、議会の一般質問などに対しても西嶋市長は金額は確定したらしかるべき対応をすると言っておりましたが、私どもが判断をするのに値しないと、私は個人的に考えておりますので反対の理由であります。ここに新聞、例えば1月の段階で完成するというふうに見込んだとかということも書いておりますが、多分、後から考えたことであると思っております。たくさんの工事の把握を1月にできたかどうか疑問だと思っております。それと、先ほど業者の方の話、かなりたくさんのお話が出ましたが、もう一応協力していただいて話が済んでいるので言いやすいので、今からのことを言います。それと先ほどのことに振り返って言います。助役たちが寄附を取って集めて回ったと、そんなことがあるか。発注者が将来つぶれる会社で分かるとれば寄附をとって回っても、これは寄附はせん。ただ、今後大きな得意先であれば、それは10万、20万、30万払う。今後の仕事を取りたいから。それを取って回るなんていうことは何という卑劣なことをするのかと。強制的なものと同じじゃ。あくまで、相手の業者の方たちも契約書に判はついているのだから、それどおりにやってもらえばいい。それ以上のことを業者に期待をするのは悪いことだと思います。またそして、今後厳しくするというようなことは、厳しくするのは当たり前、役所が一勝懸命管理するのも当たり前、仕事をするのは当たり前であります。私は、今回の3,200万円は執行部が何かの形で初め9月議会で表明されたように、市民の視線、市民の視点で見た納得できるような結果を出していただきたいと思っておりますので、この議案三つ反対いたします。

議長（日高嘉己） 次に、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

1番、三浦渉君。

1番（三浦渉） 243号、平成18年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）に賛成の立場から意見を申し上げます。この議案につきましては、先ほど反対意見が述べられましたが、全く反対の対案が出ておりません。私は、議会議員は今回の件は、この不正は議員にも非はゼロではないと、このように思って賛成に立ちました。補助金の交付金の返還先は農政局が3件、水産省が3件、林野庁1件、国土交通省1件、そして大分県、合わせて3,200万となっております。議会の責任も重大であろうと、このように思っております。予算の丸投げというのは禁止をされておるのではないかなと、このように思っております。議会に与えられた調査権、あるいは活動の中では常任委員会に与えた、委員会に付託された予算の審議を行った者についてはチェックをしなければならないと、このように議員必携に書いておるのではないかなあと、このように思っております。議会は執行部のチェック機能機関であり、そういった立場から見ても議員はこの非はゼロではないと私も大いに反省に立っておるところでございます。議員必携の中に目を通して見れば、事業実施がすべて適法であるか、適正である

か、しかも公平で効率的に民主的に工事が進んでいるかチェックをしなければならない立場であろうかと思われま。このような対案のない反対は、どのようにして国、県にその返還金を返せと言うのか、返すなというのに等しいのではないかなあと、このように思っております。国、県に返還金を返さない場合は、佐伯市の19年、20年の公共事業の予算はゼロ円に等しい。国、県の補助金も使わないのではないかなと、このように私は思っております。7月にこの件が発表されて以来、市長も議員の前で何回も何回もお断りの言葉を述べております。こういったことから見ても、これ以上どうするのかと3,200万円も議決して一刻も早く国、県に返還して、新しい、また年を迎えて新年度予算を市長から頑張ってくださいほかにないのではないかなあと、このように思っております。今朝のテレビ番組を7時前見ておりましたら、中川自民党の幹事長と、中川政調会長が情というものが必ず自民党を担当する政治家にはあるんだと、このように言っておりました。私も責任の一環を痛感しながら、去年の3月の合併以来、振興局をちゃんと4年間見守れよという小選挙区制の制度ではないかなあと、このように思っております。上浦、鶴見、弥生と、こういったものが出まして、私の住む本匠ももしあれば、こういった事態になっておったかなあと、今反省の危機に立っておるところでございます。そういった意味から見ても243号については、賛成の立場の意見とさせていただきます。

議長（日高嘉己） 次に、反対討論の通告がありますので、発言を許します。

34番、吉良栄三君。

34番（吉良栄三） 34番、吉良です。議案第243号から245までの3議案に対しまして、反対の立場で討論をいたします。今議案の補正予算に関しましては、市の不祥事による、約3,200万の返還に対する予算編成だと解釈をしております。その中でいろいろと全協、会長会などで議論をしてきましたが、今回この提案理由の説明の中で市長は、今回の不適切な事務手続の原因には私を含め職員の仕事に対する危機管理意識に問題があったという発言、この発言はすなわち当然職員にも非があった、市長にも非があったという解釈につながるのではないかと思います。この3,200万の返還に関しましては、この議案は基金、財政調整基金を充当して返還をするということでありま。先ほど市長の方から提案理由の説明にありましたように、行政の失態に対して調整基金を充当して返還をするということでありま。先ほどの質問の中で職員、三役の処分に対してのどのくらいの金額がねん出されるのかという質問をしました。職員が約43万円、三役が今回の提案で出ておりますが41万7,000円、また関係業者から39万円の協力寄附金をいただいております。また、先ほど木許部長の方から一連の責任として、部長会も負担をしたいというふうな感銘の受ける説明をいただきました。しかし、それらを考えてみても先ほど出た数字を足してみても、128万円、また部長たちのそれらの御厚意を足してもこの3,200万の1割には満たない金額ではなからうかと思ひます。その中でじゃあ残りは誰が負担するのか、それは当然予算を組む以上は市民が負担をしなければいけないという状況であります。先般、記者発表で市長は発言したことに対して、新聞に記事が掲載されておりました。今回の不祥事に対して、職員に対して気の毒だというふうな発言がありました。私が考えるに本来であれば、職員ではなく市民に対して申し訳ない、気の毒という発言をするのが適切ではなかったらうかなあと思ひます。そここのところが今回の補正予算にも影響をしているのではないかなと思ひます。意識の問題、考え方の問題でやはりこのような予算編成は市民に対して失礼な行為ではなからうかなあと考えま



す。以上の理由で今回の補正予算案については理解できないものとして、反対をしたいと思  
いますので市民の負担をさせないという理由で、させたくないという理由で反対をしたいと  
思いますので、議員各位の御賛同をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（日高嘉己） 続いて、反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番、村尾清一君。

6番（村尾清一） 6番議員、あまべの会、村尾です。議案243号から245号、平成18年度佐伯市  
一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場で意見を申し上げます。この議案は、未  
しゅん工工事における国及び県に対する補助金又は交付金の返還にかかわる予算の追加措置  
であります。その歳出予算の財源として、財政調整基金繰入金の充当を予定しています。  
この基金の原資は余剰金を積立てたもので正に国民、市民の血税なのです。予算措置とし  
て、財政調整基金から繰入れはやむなしとはいえ、結果としてこの繰入れを容認するには事  
前に再発防止策を中心とした明確な責任所在論を含む議論の場が重ねて必要と考えていま  
す。現状はいずれとも十分とは言えず、特に責任のあり方、とらえ方には少なからず疑問を  
残しています。市民の皆様にも不利益を強いる当該議案を理解するためには、再発を防ぐべき  
予防手段と合わせて納得する責任の所在が示さなければなりません。市民利益に資する言動  
が議会人の使命と考えるに当たり、また同時によりよい市政を市民と共有するためにも猛省  
が不可欠とが考え、あえて243号から245号議案に反対をいたします。

議長（日高嘉己） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 江藤議員。

9番（江藤茂） 9番議員の江藤でございます。私は、この議案に対しまして賛成の立場で討論  
をいたします。私自身の議員としての考え方が、この提案された議案が正当な理由によつて  
支出を余儀なくされるということであれば、議員としてこれは賛成をしなければならないと  
いうふうに思っております。その根拠となるものは、この予算案そのものが行政側の手落ち  
によつて国、県と協議の結果、その金額が3,200万というものが確定をいたしました。この  
支出が、議員が審議権の中で適切かどうかということであれば、反対ということであれば、  
この国と県との協議をして確定したものが、議会としておかしいという判断になりますの  
で、これは議員として、そういう判断はできないということでは私は賛成といたします。以上  
の理由をもって賛成討論を終わらせていただきます。

議長（日高嘉己） ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御意見なしと認めます。

よつて、これより3件を一括して起立により採決いたします。

議案第243号から第245号まで、以上3件につきましては、それぞれ原案のとおり決定する  
ことに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（日高嘉己） 起立多数であります。

よつて、以上3件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第246号、平成18年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題と

いたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(日高嘉己) 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(日高嘉己) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第247号、佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番、後藤幸吉君。

8番(後藤幸吉) 8番議員の後藤です。私は247号に反対いたします。その理由は、例えば縦の組織で誰の責任は部長までとか決まって市長には届かない面もあると思いますが、最後の判は市長が押ししております。そして、一番執行の責任者であります。私の感覚がずれとるんだと、この席では多分思います。全員協議会の席上で私はこういう発言をしております。これは違反行為であります。議会がもし可決して市民から反対を受けたら、議員は100万円ずつでも出せばいいじゃないかというような発言をしました。できるはずもないことでもあります。できるはずはない。ただ、先ほど建設委員だから、議員だから責任があるという言い方をしましたけども、我々が、私も建設委員ですが、例えばそういう現場にそういうふうに見かねて物欲しそうに個人で食べ歩いて回るわけにはいかないのであります。委員長が、副委員長が、みんなと一緒に現場を見て歩こうやということであれば参ります。ただ、チェックをするほどの能力はないのであります。仕事をしなかったからというわけじゃない。議員に責任があると言われればそれまで。金を出す方法があれば教えていただければ負担はいたしません。議員としての責任を逃れとるつもりは全くありません。今回の市長の10分の1が3か月、それがどれほど重たいものかは私どもには分かりませんから、民間の考え方でいけば不十分であると思います。失態があるたびに同じような繰り返す必要はないと思います。私は反対します。

議長(日高嘉己) 次に、反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番、矢野精幸君。

11番(矢野精幸) 11番議員、矢野精幸でございます。247号議案に対してまして反対の討論を行います。反対と言いましても、まったく処分をしないで良いというものではありません。処分の中身であります。あまりにも軽いのであります。市長、助役は事の重大さが分かっているようにあります。場合によっては、刑事事件に発展しかねないのであります。先日の各社の新聞報道によりますと、反響が相当なものがああります。市民の関心は大変高いようであります。私のところにもあれから5名の方から電話がありました。また、一人の方は私の家までわざわざ訪ねて来られました。みなさん知っている人ばかりであります。この方々はこぞってこの報道に対して処分が軽いということでありました。市長、助役も市民の声に謙虚に耳を傾けるべきだと思っております。そもそも、この未しゅん工工事については

ありますが、担当職員に責任がないとはいえませんが、私はむしろ市長、助役の管理責任が大きいと思うのであります。市長は、民間の会社の経営者でありました。私も一応小さいながらも事業をやり、従業員も雇っております。会社を興してもう30数年がたちました。経営のトップたるものは事業を展開するのに当たって、要所要所は常に目を光らせております。そうしないと、大変な事態を起こしかねないのであります。また、それによりまして経営の危機に陥るのであります。年度末が近づけば、今回のこのようなことには何はさておいても神経をぴりぴりとさせておかなければならないと思うのであります。一年の締め年度末は、どのようにせねばならないのかと分かっているはずであります。トップたる市長が、要所で各部署に指示をしておれば、このような事態は起こってはいないと思うのであります。また、二人の助役にいたっては、塩月助役は元蒲江町の町長さんであります。新しい年が明ければ、3月の年度末を意識し、日々それに対応すべきものであるかと思えます。どうして、それをしなかったのか不思議でなりません。私は職務怠慢であろうかと思われま。また、一方佐藤助役におきましては、あなたは県からの出向であります。市が要請し、市と県とのパイプ役として、あなたを期待をし、信頼をして業務に当たってもらっているわけあります。永年、県庁の職員として行政に携わってきています。その大ベテランが、今回のこのようなことになれば、いかなることになるかは分かっていたはずであろうかと思えます。あなたは、私とある件について以前から協議をしまりました。その中で何と言われましたか。昔は、市長、また職員が何らかの失敗をしても、市に失敗をし、その責任を市がとっていたということでありましたが、今は場合によっては市長個人がその償いをしなければならないようなことも最高裁の判例であると、よってうかつなことはできないのであります。これ、個人責任を問われるということでありま。今回は、正にそれではないかと思うのであります。一口に3,200万返還と言いますが、この財政改革の最中、大変大きなものであろうかと思えます。国の各省庁、各部署に対しての信用の失墜、これは計り知れないものがあるかと思われま。今後の行政執行にその支障がなければと危ぐをいたしておるところでございます。よって私は反対をいたしま。以上です。

議長（日高嘉己） 続いて、反対討論の通告がありますので、発言を許しま。

34番、吉良栄三君。

34番（吉良栄三） 34番、吉良です。議案247号につきまして、反対の立場で討論をしたいと思えます。内容につきましては、先ほどの補正予算の時にも言いま。3,200万の県、国への返還金に対して、果たして今の処分が適正なのかというところでありま。先ほどの数字を計算してみても、3,200万に対して1割の金額も出てないということでありま。果たしてこれが、この3,200万の県、国への返還金に対しての処分であ当なのかというところ疑問を感じるわけでありま。決してこの反対の意味は、処分をしなくていいという反対の意味ではありません。やはり、この処分は本当にあ当なのか疑問に思いう反対でありま。先ほど、対案という話が出ましたが、全協等で私、同じ会派の小平議員は市長はやはりこの件について重く受け止めて、市長給与50%カット在任期間はすべきじゃないのか、やはりそのくらいの市民に対しての姿勢が必要ではないのかということと言いま。私はちょっと違いまして、公職にある立場でありま。先ほどもありましたが、議員も公職にある立場でありま。その公職である立場として、市民にいか負担を掛けないかという考え方が必要ではないかと思えます。そう やって考えたときに、例えば1,200人の職員と議員が今43

名おります。職員それぞれが5%、1か月カット、そして例えば議員は5%、もしくは8%をカットし、また関係した職員については15%カット、またそれに足りない分は市長等が自らがカットをして市民に負担をさせない3,200万をねん出すると、そういった、やはり市長の市民に対しての思いが今回の件では必要ではなかったかなと感じております。今回のこの処分の内容ではやはり市民に対して、私たちは賛同は市民の立場としても賛同はできないと考えております。また、先般記者発表の中で市長のコメントは過去、また他市の事例を参考にして特別職の処分を決めたというふうなコメントを残しております。また、会長会の席でも過去の事例、また他市の事例を各会長に提出をしているところであります。そういったのを参考にしながら処分内容を決めたということではありますが、私は市長に言いたいの、そういうのを参考に決めてというのが、果たして今回の処分の内容に値するのかなあと思うわけでありまして。逆にそういう処分の他市の事例を参考にするよりは、逆に佐伯の市長が私は自らこの失態に対して、市民に迷惑を掛けないために市民の負担を掛けないために、こういう処分をするんだという対案をこういう他市の事例を参考ではなく、市長自らがそういう思いをやはり表明をして佐伯市民ならず他市の市民からもさすが佐伯の市長はすばらしいと、そういう提案をする市長はすばらしいと評価をされる市長に是非なっただきたいと、私は思っております。したがって、今回の件につきましてはこの処分では私は納得がいきませんし、まだまだ手だてを打つ必要もあろうかと思っております。先ほど、予算は採決されましたが、きちんとそういった処分を示して、やはり予算を通していくのが筋じゃなかったかなと思っております。再議に付すこともできますので、今回すべてが決まるわけじゃありません。当然、必要経費というのは理解しておりますが、やはりそういった市長、市政の姿勢を示してやはり今回の件は判断を議会からいただくべきものではなからうかと思っておりますので、以上の理由をもちまして反対といたしたいと思っております。議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

議長（日高嘉己） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 1番、三浦議員。

1番（三浦渉） 247号賛成の立場から意見を述べさせていただきます。ここに、平成12年6月21日の大分合同新聞を持ってありますが、この12月6日に発生した旧南郡、佐伯市で消費税の返還金の問題が大きく新聞、テレビに取り上げられたことも目の当たりに覚えておるわけでございます。この制度を知らなかったという当時の町村長、新聞記事に知らなかったと、このように書いております。旧南郡、佐伯市から直川村を除く1市7町が村民や町民、市民に損害を与えたことは事実であります。その時には、宇目町を始め町長の給料が10分の1、2か月ありました。処分のない町もありました。今回の市長の10%3か月のカットは、前回既に15%カットをしておりますので、合わせて25%のカットになるわけでございます。このような例は、もし県の場合、このような単純ミスがあったとしても知事は責任は取らないそうです。部長止まりで給料減給というようになるそうでございます。いろいろな問題を勘案したときに、247号は妥当な提案ではないかなあと、このように思っております。旧宇目町が農業集落排水で2,280万円消費税を返還したときには、当時の町長さんは10分の1、2か月であったと、このように新聞に書いております。こういったことから見まして、本247号

に多くの方の賛同をいただき、可決を私も一緒にかたってしたいと思いますので、賛成意見にさせていただきます。

議長（日高嘉己） ほかに御意見ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 江藤議員。

9番（江藤茂） 9番議員の江藤であります。この議案に対して賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。合併直後に西嶋市政が船出をいたしまして、非常に一年間を通していわゆる組織のあり方がまずいということで、今年の2月に組織替えをするということで議案に提案され4月1日付で振興局等の部門の配置替えをいたしました。今現在であれば、今度の処分案の中で振興局長は処分されましたけれども、今現在、これ以降もしこういう問題が起きればですね、振興局長さんには責任がないような組織替えになっております。それはいわゆる部長制をしいて、その専門なところにいわゆる責任をとっていただくということで管理、監督をするということで組織替えをしております。今度の未しゅん工の問題については、3月31日時点での発生事項でございます。それを未然に防ぐために組織改革を行っており、今後もう再発防止についてもその対策が示されましたので、私はこの条例改正については、これで十分だろうと。自らが反省をし、そして示しておりますので、私はこの条例改正には賛成の立場として意見を申し上げたいと思います。御賛同の議員の皆さん方の、よろしくお願いを申し上げます。

議長（日高嘉己） ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（日高嘉己） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第248号、佐伯市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第249号、公有水面埋立てに関する諮問について（蒲江大字竹野浦河内）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 和久議員。

26番（和久博至） 第26番議員です。問題点があるので指摘しておきたいと思います。先ほど縦覧の件でですね、協議をしたからその過程でということと言われたんですけど、実際そういうことはあり得ないだろうと思うんですよね。つまり、どういうことかと言いますと、まず補正をさせる、問題があればですね、補正をさせるんですけども、その補正が終わった後にきちんと縦覧の出願の手続をするわけですね。縦覧の手続をしたらその後県はどういう措置をとるかという、これを縦覧に回すかどうかということもきちんと決めたらですね、そこで決裁をとった上で、そして文書課、あれは法規課も含めてすべて決裁をとります。そして、できた文書をそのまま送付するということになります。したがって、そこで文書が違ふということが絶対にあり得ないんです。だから、前の文書を持っているということ自体がおかしいわけで、出てきた文書は提出した文書はそれを縦覧するわけですから異なるということはありません。だからその点で疑義があります。ただ、それと移転後のですね、どういう状態にするのか、市場をどうするのかってことはまだ聞いておりませんので分かりません。これからいろいろ知らせてくれるということですので、一応ここでは先ほどのこの問題につきましてもですね、それは埋立て自身の問題ですから大きな影響はありませんので詳しいことを聞いた上で判断したいと思います。そして、ここ一番問題点がですね、しゅんせつの土砂をどのようにしているかということだったんですけども、非常に苦勞されたと思います。この点はですね。津久見の四浦の方に捨てられるということで苦勞されて、そこまでけっこう導いたということで、問題点は一応聞いた上でということですけども、この時点では賛成といたしたいと思います。

議長（日高嘉己） ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 審議結果

##### 議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 2 4 3 号	平成18年度佐伯市一般会計補正予算（第2号）		原案可決
第 2 4 4 号	平成18年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）		原案可決
第 2 4 5 号	平成18年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）		原案可決
第 2 4 6 号	平成18年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第2号）		原案可決
第 2 4 7 号	佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について		原案可決
第 2 4 8 号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について		原案可決

第 2 4 9 号	公有水面埋立てに関する諮問について（蒲江大字竹野浦河内）		原案可決
-----------	------------------------------	--	------

日程第 6 会議録署名議員の指名

議長（日高嘉己） 日程第 6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、23 番、柳井二生君、25 番、菅原忠君、以上の 2 名を指名いたします。

以上で、本日の議事はすべて議了いたしました。

おはかりいたします。

本臨時会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、平成 18 年第 6 回佐伯市議会臨時会は、これにて閉会いたします。

午後 1 時 47 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年11月24日

佐伯市議会議長 日 高 嘉 己

署名議員 柳 井 二 生

署名議員 菅 原 忠